



運賃・料金が変わりました

～公示運賃額が新しくなり 幅運賃制度がなくなります～

貸切バス事業においては、近年ドライバーの人手不足が深刻化しています。現状の社会経済情勢に見合った運賃・料金を収受できるようにすることで、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取り組みを一層促進するため、今般、国土交通省は公示運賃を見直すとともに、幅運賃制度を撤廃し、基準運賃を下限額とする見直しを行いました。

貸切バス事業者にとって重要なパートナーである旅行業者の皆様、利用者のお客様にご理解いただくとともに、適正な運賃取引をお願いいたします。

適正な運賃で安全・安心な貸切バスを利用しましょう！

新たな公示運賃

施行・・・令和 5年 8月 25日

① 貸切バス事業者が国に届け出る公示運賃額が変わりました

・各運輸局別の公示運賃額（新下限額）

距離：1km あたり単価（円）
時間：1時間あたり単価（円）

		北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
距離	大型車	140	170	160	150	140	160	190	140	140	200
	中型車	120	150	140	130	120	130	160	120	120	170
	小型車	100	130	120	110	100	110	140	100	100	140
時間	大型車	5,570	6,530	6,580	6,440	6,820	7,390	6,320	6,380	6,330	5,230
	中型車	4,700	5,520	5,560	5,430	5,760	6,240	5,330	5,380	5,350	4,420
	小型車	4,030	4,740	4,770	4,670	4,940	5,360	4,580	4,620	4,590	3,790

※車種区分の定義

大型：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型：大型車、小型車以外のもの 小型：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

② 幅運賃制度がなくなります

新制度・・・下限額以上で運賃を決定（上限額の廃止）

旧制度・・・上限額～下限額の間で運賃を決定





Q1 なぜ、国はこのタイミングで貸切バスの運賃改定を行ったのですか。

A1 昨今のコロナ禍から回復する観光客の移動の足を確保するためには、ドライバーの確保が喫緊の課題です。運賃を改定し、ドライバーの待遇改善を図ってまいります。

Q2 幅運賃がなくなり、下限運賃のみになるが、上限はいくらでもよいか。運送引受書に上限額を記載する必要はあるか。

A2 貸切バス事業者が届け出た下限額以上であれば、提供するサービスに見合った運賃を設定することが可能になります。運送引受書への記載も不要です。

Q3 新制度に移行する経過措置期間はあるか。また、経過措置期間に旧運賃で契約できるのはどれくらい先の運行までか。

A3 貸切バス事業者が新運賃に移行する前に旧運賃で合意した運送については、旧運賃を適用することが可能です。ただし、今回の運賃の見直し趣旨を踏まえると新運賃適用が望ましいので、長期の契約については、新運賃の適用をご検討いただきますようお願いします。

Q4 修学旅行等の学校行事は1年前くらいには決定することが多い。既に旅行会社が旧運賃で見積もりをしている学校行事の取扱いはどうなるのか。

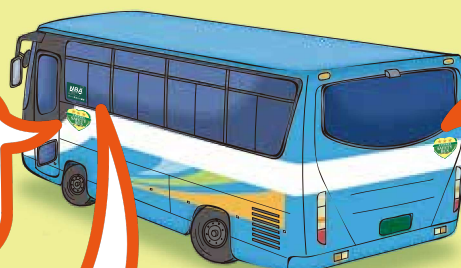
A4 令和5年9月30日までに学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされていれば、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約を締結する際に、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について旧運賃を適用することを了承した場合には、旧運賃での運送が可能です。

Q5 交替運転者の配置料金も変わりますか。

A5 交替運転者の配置料金も運賃同様に、現状の社会経済情勢に見合った料金に変更になりました。

貸切バス事業者安全性評価認定制度について

全国に広がる **セーフティバス**をぜひ、ご利用下さい。



貸切バスは日本バス協会加盟のバス事業者のご利用を！
～バスの側面に貼ってあるNBAステッカーが目印です～

